

平成 19 年 6 月 15 日  
環境省水・大気環境局

## 「土壌環境施策に関するあり方懇談会」開催要領

### 1. 目的

土壌汚染対策法が平成 15 年 2 月に施行されてから 5 年目を迎える。この間、法律に基づく土壌汚染の調査、対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壌汚染の調査・対策が広く実施されるようになってきている。一方で、土壌汚染対策法の施行を通して浮かび上がってきた課題や法制定時に指摘された課題を整理検討することが必要な時期に来ている。

また、土壌汚染は土地の資産価値に影響を与える問題でもあり、経済社会の各方面の実態をよく把握していくことが重要である。

このため、こうした土壌汚染に関する現状を把握し、それを踏まえて土壌汚染対策の新たな施策のあり方を検討するために、施策展開に向けた現状把握、課題の整理等を行っていくことを目的として、「土壌環境施策に関するあり方懇談会」(以下、「懇談会」という。)を開催する。

### 2. 構成

- (1) 懇談会は、法律制度や土壌環境に関する学識経験者、土壌汚染の調査・対策に係わる専門家、不動産、金融、事業者等の関係者及び自治体職員等で、水・大気環境局長が依頼した委員をもって構成する。
- (2) 懇談会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に係りのある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

### 3. 検討事項

懇談会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 土壌汚染に関する施策のあり方について
- (2) 汚染地から搬出される汚染土の適正な処理の確保について
- (3) 土壌汚染のために有効に利活用されない土地(ブラウンフィールド)に関する適切な対応について

### 4. 座長

- (1) 懇談会には座長を置く。
- (2) 座長は懇談会の議事運営にあたる。
- (3) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### 5. 会議

委員が会議に出席できない場合、座長の了解を得て代理人が出席することを認めるものとする。

### 6. 庶務

懇談会の庶務は、環境省水・大気環境局土壌環境課において行う。

土壌環境施策に関するあり方懇談会の運営方針について（案）

平成19年6月15日  
土壌環境施策に関する  
あり方懇談会決定

1 会議の公開について

- (1) 会議は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合には非公開とするものとする。
- (2) 座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2 会議録等について

公開した会議の会議録及び議事要旨は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、公開するものとする。

3 その他

上記のほか、会議、会議録及び議事要旨の公開に関し必要な事項は、座長が定めることができるものとする。